

# 令和 8 (2026) 年度とちぎ農ある暮らし推進事業 農ある暮らし移住・定住推進業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和 8 (2026) 年度とちぎ農ある暮らし推進事業農ある暮らし移住・定住推進業務を委託するに当たって次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

## 1 業務概要

- (1) 業務名 令和 8 (2026) 年度とちぎ農ある暮らし推進事業農ある暮らし移住・定住推進業務
- (2) 業務内容 別紙「令和 8 (2026) 年度とちぎ農ある暮らし推進事業農ある暮らし移住・定住推進業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。) のとおり。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和 9 (2027) 年 3 月 5 日(金)まで
- (4) 委託料上限額 1,749,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)
- (5) 担当所属及び  
問合せ先 〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1 丁目 1 番地 20 号  
栃木県農政部農村振興課農村・中山間地域担当 里づくりチーム  
電話 028-623-2334  
E-Mail [noson-sinko@pref.tochigi.lg.jp](mailto:noson-sinko@pref.tochigi.lg.jp)

## 2 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成 8 年栃木県告示第 105 号) に基づき、入札参加資格を有する又は契約締結時までに入札参加資格を取得する見込みの者であること。
- (3) 栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号) に基づく指名停止又は指名保留期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) の規定による更生手続開始の申し立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号) の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例(平成 22 年栃木県条例第 30 号) 第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 栃木県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

## 3 プロポーザル実施の手続き

- (1) 実施スケジュール
  - ア 実施要領等の公表 令和 8 (2026) 年 4 月 24 日(金)
  - イ 実施内容等に関する質問受付期限 令和 8 (2026) 年 4 月 28 日(火) 17 時必着
  - ウ 質問に対する回答 令和 8 (2026) 年 5 月 1 日(金) 予定

|              |                                   |
|--------------|-----------------------------------|
| エ 参加表明書の提出期限 | 令和 8 (2026) 年 5 月 13 日 (水) 17 時必着 |
| オ 参加資格の確認通知  | 令和 8 (2026) 年 5 月 15 日 (金) 予定     |
| カ 企画提案書の提出期限 | 令和 8 (2026) 年 5 月 22 日 (金) 17 時必着 |
| キ プロポーザル審査会  | 令和 8 (2026) 年 5 月 28 日 (木) 予定     |
| ク 選定結果の通知・公表 | 令和 8 (2026) 年 6 月 1 日 (月) 予定      |

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間：令和 8 (2026) 年 4 月 24 日 (金)～令和 8 (2026) 年 5 月 13 日 (水)

イ 配布場所：栃木県ホームページ（入札・公売）からダウンロードできる。

※URL(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/index.html>)

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式 1）により電子メールによるものとし、送信時には提出先宛て受信の確認を行うこと。

ア 受付期間：公募開始日～令和 8 (2026) 年 4 月 28 日 (火) 17 時必着

イ 質疑方法：電子メールにより、1（5）に提出すること

ウ 回答期日：令和 8 (2026) 年 5 月 1 日 (金)

エ 回答方法：回答は栃木県ホームページ（3（2）イの URL）に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式 2）、確認書（別記様式 3）、会社等概要（別記様式 4）及び統括責任者及び担当者について（別記様式 5）を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限：令和 8 (2026) 年 5 月 13 日 (水) 17 時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：1（5）

ウ 提出方法：持参（平日の 9 時から 17 時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和 8 (2026) 年 5 月 22 日 (金) 17 時までに辞退届（任意様式）を提出すること。

(5) 参加資格の確認

県は、参加表明書の提出者に対して、参加資格の確認を行い、その結果を通知する。ただし、企画提案書の受付期間において参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

ア 通知日 令和 8 (2026) 年 5 月 15 日 (金) 予定

イ 通知方法 電子メール

## (6) 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、応募申請書（別記様式6）を添えて、令和8（2026）年5月22日（金）17時までに持参又は郵送により提出すること。※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容（目的、効果、訴求ポイント等）

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 類似事業の業務実績

(オ) 見積額

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は7部（正本1部、副本6部）とする。なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

## (7) 企画提案書と提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。（審査に影響を与えない軽微なものを除く）

イ 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書等は栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は必要に応じて、追加書類の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書等の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書等に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

ク 提出された企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属し、委託契約候補者が提出した企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で栃木県に帰属するものとする。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は企画提案者が負う。

## 4 審査方法等

### (1) 評価基準

別表1「評価基準」のとおり

### (2) プレゼンテーション

企画提案書及び見積書について、企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。時間、場所については、別途通知する。

なお、県が設置する令和8(2026)年度とちぎ農ある暮らし推進事業 農ある暮らし移住・定住推進業務委託公募型プロポーザル選定委員会（別表2 選定委員会のとおり。以下「選定委員会」という。）の長が書類審査で足りると判断した場合、プレゼンテーションを実施しない場合もある。

### (3) 審査方法

選定委員会において、審査会を開催し、企画提案書、見積書、企画提案者によるプレゼンテーションについて、評価基準に基づいて、選定委員会を構成する選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

### (4) 契約候補者の選定方法

ア 失格者を除いた企画提案者のうち、(3)の評価において、最高点と評価した選定委員が最も多かった企画提案者を契約候補者として選定する。

イ アの最高点に該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員による評価の合計点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。なお、平均点も同一の場合は、選定委員が審議の上、契約候補者を特定する。

ウ 企画提案者が多数の場合には、事前審査によりプレゼンテーション参加者を選定する場合がある。この場合、事前審査は農村振興課で行う。

エ ア～ウに関わらず、各選定委員による評価の合計点の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。

オ 企画提案者が一者の場合、審査会で算出された各選定委員による評価の合計点の平均点が60点以上となることを基準として、評価の高い提案と判断できる場合は、契約候補者として選定できることとする。

カ 審査会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

### (5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が1(4)の委託料上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対し、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 5 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、候補者名を栃木県ホームページ（入札・公売）で公表する。

## 6 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、原則精算払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。
- (4) 契約の締結に際しては、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受託者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受託者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受託者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。
- (5) この契約による業務を実施するに当たっては、別記1「情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

## 7 その他

事業の成果は全て栃木県に帰属する。

## 情報セキュリティ特記事項

### (基本的事項)

第1条 乙は、甲が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に係る栃木県情報セキュリティ基本方針、栃木県情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順の項目を遵守して、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

### (業務の責任者及び従事者)

第2条 乙は、情報セキュリティ対策を適正に実施するために必要な体制を整備し、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、甲に書面で報告しなければならない。

### (作業場所の特定)

第3条 乙は、委託業務の作業場所を特定し、特定した場所以外で作業を実施してはならない。

2 乙は、特定した場所をあらかじめ甲に届け出なければならない。作業場所を変更する場合も、同様とする。

3 乙は、特定した作業場所から、委託業務に関連した情報資産を持ち出してはならない。ただし、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

### (情報へのアクセス)

第4条 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた情報資産を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う情報の範囲を明確にするとともに、情報に対するアクセス権限を必要最小限の範囲で適切に設定しなければならない。

### (技術的安全管理措置)

第5条 乙は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して、甲から提供を受けた情報資産を取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、技術的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) アクセス制御
- (2) アクセス者の識別と認証
- (3) 外部からの不正アクセス等の防止
- (4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

### (教育の実施)

第6条 乙は、この契約による業務の従事者及び関係する役員等に対し、この情報セキュリティ特記事項（以下「この特記事項」という。）その他この契約で定められた乙が遵守すべき事項を周知するとともに、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による業務の適正な履行に必要な教育を実施しなければならない。

### (秘密の保持)

第7条 乙は、次の各号に掲げる情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、第三者に提供（口頭又は閲覧による提供を含む。以下同じ。）し、又は漏えいしてはならない。

- (1) 甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた有形無形の情報

(2) この契約による業務に関して知り得た有形無形の情報

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。

(1) 甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に公知の情報

(2) 甲から提供を受けた後又はこの契約による業務に関して知り得た後、乙の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報

(3) 甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に乙が正当な手段で入手し、保有している情報であって、この契約とは別に秘密保持の対象となっていないもの

(4) 甲から提供を受けた情報又はこの契約による業務に関して知り得た情報によらないで、乙が独自に創作した情報

3 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報について、この契約による業務を処理するために知る必要のある自己の役員及び従業員を特定し、それらの者以外に提供し、又は漏えいしてはならない。

(目的外利用の禁止)

第8条 乙は、甲の指示がある場合を除き、秘密情報をこの契約の目的以外の目的のために利用してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9条 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(第三者への秘密情報の提供)

第10条 乙は、第7条の規定にかかわらず、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、秘密情報を第三者に提供することができる。

2 乙は、前項の規定により秘密情報を第三者に提供するときは、当該第三者に対し、この特記事項で定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。

3 乙は、第1項の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、その必要の限度において、秘密情報を第三者に提供することができる。

(1) 法令に基づき提供が求められた場合

(2) 合理的な理由により、弁護士、会計士、税理士その他乙に対して本契約に基づき乙が甲に負うのと同等以上の秘密保持の義務を負う者に対して提供する場合

4 乙は、前項の規定により秘密情報を提供するときは、予め(やむを得ない場合にあつては、提供後速やかに)甲に対し、当該提供する内容を通知しなければならない。

(再委託)

第11条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による業務を自ら行い、第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 この契約による業務を第三者に再委託する場合において、乙は、当該第三者(以下「再委託先」という。)にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に責任を負うものとする。

3 この契約による業務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(資料等の返却、廃棄等)

第12条 乙は、この契約による業務において取り扱った情報資産及び甲から提供を受けた情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に返却し、又

は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

- 2 乙は、この契約による業務に関して、乙自らが収集し、又は作成した情報及び情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に引き渡し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第 13 条 乙は、甲から、この契約に基づき乙が実施する情報セキュリティ対策の履行状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生したとき、その他情報セキュリティ上の懸念事項を把握したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 3 乙は、情報セキュリティ対策の履行状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第 14 条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策の状況について、乙及び再委託先について、監査又は検査を行うことができる。

(指示)

第 15 条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第 16 条 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することができる。

(契約解除)

第 17 条 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合は、契約の解除をすることができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により乙に損害が生じた場合であっても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第 18 条 甲は、乙若しくは再委託先が、故意又は過失によりこの特記事項の内容に違反したこと、又は怠ったことにより、甲に損害が発生したと認めるときは、乙に対し、損害賠償の請求をすることができる。第 10 条第 1 項の規定により乙が秘密情報を提供した第三者が秘密保持義務に違反したことにより甲に損害が発生したときも、同様とする。

(存続条項)

第 19 条 第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 18 条、第 20 条、第 21 条及び本条は、この契約が終了し又は解除された後も、引き続き効力を有する。

(裁判管轄)

第 20 条 この特記事項について訴訟等を行う場合は、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 21 条 この特記事項に定めのない事項及びこの特記事項に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(別表 1) 評価基準

- 1 評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（5名）が採点する。
- 2 企画提案者の中で最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約候補者とする。なお、該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員による評価の合計点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
- 3 2の場合において、平均点の最も高い提案書が複数あった場合は、選定委員会で審議の上、契約候補者を特定する。
- 4 1～3に関わらず、各選定委員による評価の合計点の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。
- 5 企画提案者が一者の場合、審査会で算出された各選定委員による評価の合計点の平均点が60点以上となることを基準として、評価の高い提案と判断できる場合は、契約候補者として選定できることとする。

| 評価項目       | 評価内容  | 配点  | 加重割合 |
|------------|---|-----|------|
| 1 業務内容の理解度 | 社会背景や本県の現状・特性を踏まえ、本業務の目的及び業務内容を十分に理解しているか。                          | 5   | ×4   |
| 2 提案内容の優良性 | 【交流会・GT インターンの企画・運営】<br>ターゲットにとって魅力的な企画であり、かつ、本業務の目的を達成する内容となっているか。 | 5   | ×3   |
|            | 【相談ブース設置業務】<br>目標を達成できる実施体制・企画となっているか。                              | 5   | ×3   |
| 3 提案内容の独創性 | 独自の発想や強みを活かした提案が含まれているか。  | 5   | ×4   |
| 4 業務遂行の確実性 | 過去に類似の業務で良好な実績を上げているか、同等の成果が期待できるか。                                 | 5   | ×2   |
| 5 業務遂行の安定性 | 委託業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュール等、業務環境が整っているか。                           | 5   | ×2   |
| 6 必要経費     | 業務内容に見合った適切な経費であるか。   | 5   | ×2   |
| 合 計        |   | 100 |      |

[評価基準]

|   |   |   |      |    |
|---|---|---|------|----|
| 5 | 4 | 3 | 2    | 1  |
| 優 | 良 | 可 | やや不良 | 不良 |

※審査項目毎に整数で絶対評価を行う。

※各審査項目の得点は、評価基準の数に加重割合を乗じた数とする。

(別表2) 選定委員会

選定委員は次の5名とする

| 所属    |       | 役職       | 備考  |
|-------|-------|----------|-----|
| 農政部   | 農村振興課 | 課長       | 委員長 |
|       |       | 課長補佐(総括) |     |
|       | 農政課   | 課長補佐     |     |
|       | 経営技術課 | 主幹(GL)   |     |
| 総合政策部 | 人口未来課 | 副主幹(GL)  |     |